

## 第 8 1 号議案

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 4 年 1 2 月 3 日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による都市公園法の一部改正に伴い、都市公園及び公園施設の設置基準を定めるほか、新たに緑地を設けるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例

芦屋市都市公園条例（昭和40年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次、第1条及び第2条の章名中「都市公園」の次に「及び公園施設」を加える。

第2条の次に次の2条を加える。

（都市公園の設置基準）

第2条の2 法第3条第1項の規定により定める市の区域内に都市公園を設置する場合の市民1人当たりの敷地面積の標準は、11平方メートル以上とする。

2 次に掲げる都市公園を設置する場合は、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げる都市公園の配置及び規模の基準に適合するように行うものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。
- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な

利用に供することを目的とする都市公園，主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で，休息，観賞，散歩，遊戯，運動等総合的な利用に供されるものは，容易に利用することができるように配置し，それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるような敷地面積とする。

- 3 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園，主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園，主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園，主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては，それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し，及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の3 法第4条第1項の規定により定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は，100分の2とする。ただし，災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫を設ける場合その他の規則で定める特別の場合においては，100分の20の範囲内で規則で定める割合を限度としてこれを超えることができる。

第4条第4項中「第1項又は第3項」を「同項又は前項」に改める。

第12条第6号中「前条第1項」を「第11条第1項」に改める。

別表第1 芦屋市都市公園の名称及び位置の表山芦屋北緑地の項の次に

山芦屋遺跡緑地	山芦屋町23番14
---------	-----------

を加える。

## 附 則

この条例は、平成25年2月1日から施行する。ただし、目次、第1条及び第2章の章名の改正規定並びに第2条の次に2条を加える改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

芦屋市都市公園条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による都市公園法の一部改正に伴い、都市公園及び公園施設の設置基準を定めるほか、新たに緑地を設けるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 都市公園及び公園施設の設置基準を次のとおり定める。

項 目	内 容
都市公園の設置基準 (第2条の2関係)	<p>(1) 市民1人当たりの敷地面積の標準は、1.1㎡以上とする。</p> <p>(2) 次の都市公園を設置する場合は、次の配置及び規模の基準に適合するように行う。</p> <p>ア 街区公園 街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積の標準は、0.25haとする。</p> <p>イ 近隣公園 近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積の標準は、2haとする。</p> <p>ウ 地区公園 徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積の標準は、4haとする。</p> <p>エ 総合公園、運動公園及び広域公園 総合公園については、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるような敷地面積とする。</p> <p>オ 緩衝緑地等 設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、その敷地面積を定めるものとする。</p>

公園施設の設置基準 (第2条の3関係)	一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建ぺい率は、100分の2とする。(災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫を設ける場合などの特別の場合は、100分の20の範囲内で当該建ぺい率を超えることができる。)
------------------------	---

(2) 次の緑地を設ける。(別表第1関係)

名 称	位 置
山芦屋遺跡緑地	芦屋市山芦屋町23番14

(3) その他規定の整理

### 3 施行期日

- (1) 2(2)及び(3)の規定 平成25年2月1日
- (2) 2(1)の規定 平成25年4月1日

都市公園法抜粋

(都市公園の設置基準)

第3条 地方公共団体が都市公園を設置する場合には、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定める基準に適合するように行うものとする。

(第2項及び第3項省略)

(公園施設の設置基準)

第4条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、100分の2）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

(第2項省略)